

令和5年度 宜野座村社会福祉協議会嘱託職員募集要領
嘱託職員（常勤）

1. 募集職種

職 種	採用予定人数	雇用形態
生活福祉資金貸付制度業務担当（相談員）	1名	嘱託職員

2. 業務内容

- ①生活福祉資金貸付制度（特例貸付制度含む）に関する申請相談対応・事務及び生活福祉資金貸付制度（特例貸付制度含む）利用者への償還督促・償還猶予・償還免除業務その他問い合わせへの対応
- ②生活福祉資金の貸し付けに至るか分からない状況下での総合的生活相談業務
- ③その他宜野座村社会福祉協議会法人事業に関する業務（兼務業務）

3. 応募資格

- ①宜野座村内在住者
- ②年齢不問
- ③高等学校卒業以上
- ④普通自動車運転免許取得者（AT 限定可）
- ⑤必要な経験・スキル等
※窓口接客業務・相談業務・電話対応業務・訪問業務・システム関連操作等の業務経験があるもの（職種は問わず）
※パソコン操作可能な方（ワード・エクセル）（OA 機器操作関係資格があれば尚可）

4. 応募方法

- ①応募開始日 令和5年11月7日（火）
- ②応募期間 令和5年11月7日～令和5年11月30日
- ③応募方法 電話連絡の上、必要書類を郵送または持参
- ④必要書類 履歴書、募集職種に関する資格証明証（写し）（資格保持者のみ）

5. 採用までの流れ

- ①1次選考（書類選考）
※書類到着後7日～10日以内に、1次選考の可否を郵送・電話・その他の通知方法のいずれかで通知します。
- ②2次選考（面接2回）
※2回目の面接終了後、10日以内に、2次選考の可否を郵送・電話・その他の通知方法のいずれかで通知します。
- ③内定

6. 採用

- ①採用予定日は、令和5年12月1日（金）とする。※相談に応ずる
- ②給与は本会規程により支給する。

7. 雇用条件等

- ①雇用形態 正社員以外（嘱託職員）（常勤）
- ②雇用期間 令和5年12月1日から令和6年3月31日
※試用期間あり（1か月）

※条件付きで契約更新の可能性あり（次回更新より、1年間毎の雇用契約）
※契約満了時の業務量・勤務成績・態度・能力・従事している業務の進捗状況・
法人の経営状況等を総合的に評価・判断した上で契約更新の有無を決定します。

③就業場所 社会福祉法人宜野座村社会福祉協議会

※屋内禁煙（屋外に喫煙場所設置）

④通 勤 マイカー通勤可・無料駐車場有り

⑤基 本 給 160,000円～170,000円

※昇給は、基本給の範囲内で年1回相談に応じますが、業務量・勤務成績・態度・
能力・業務の進捗状況・経営状況を総合的に評価・判断した上で決定します。

⑥手当・賞与 有り（通勤手当・業務手当）（賞与有り／前年度実績有り）

※通勤手当及び業務手当は、当法人で定める規程・基準に応じて支給

⑦勤務日数 原則 週5日（週休2日）（土・日・祝日・その他）

※法人運営上、土日出勤する場合があります。その場合は振替休日となります。

⑧勤務時間 8時30～17:15（8時間）（就業開始10分程前に朝の職場内清掃有り）
時間外勤務 有り（月平均12時間程）

⑨休日休暇 年次有給休暇等

※6か月以降の年次有給休暇数 10日

⑩そ の 他 ※社会保険、労災保険、健康保険、厚生年金への加入有り

※正社員登用 無し

※定年制あり 再雇用制度なし 勤務延長なし 退職金制度なし

退職金共済未加入

※主たる業務（事業）が終了となった場合、労働契約が終了となる可能性
があります。

8. 注意事項

①応募時に提出された書類等は、返却致しませんのでご了承ください。

②自然災害等により主要交通機関の運行に重大な支障が生じた際は、選考を延期する
場合があります。

9. 書類提出先・お問合せ

社会福祉法人 宜野座村社会福祉協議会（事務局）

〒904-1303 国頭郡宜野座村字惣慶 1898 番地／TEL：098-968-8979

問合せ時間帯：9：00～17：00 採用担当者：事務局長 仲本 仁